

## 富里市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱の概要

被保険者が入院する場合で、収入が著しく減少し、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の実収入月額が生活保護法による基準生活費に1.3を乗じた額以下であり、かつ預貯金の総額が基準生活費の3か月以下であるとき、申請により、医療機関等へ支払う一部負担金を減免又は猶予するものです。（施行日 平成24年4月1日）

## 減免等の基準（第4条関係）及び減免等の期間（第6条関係）

免除等	基準	期間
全額免除	世帯主等の実収入月額が基準生活費以下	1か月単位の更新制で、3か月までを基本
2分の1減額	世帯主等の実収入月額が基準生活費の120%以下	※継続が認められる場合はさらに3か月を限度として延長ができる。
徴収猶予	世帯主等の実収入月額が基準生活費の120%を超え130%以下 ※保険税に未納がない場合	6か月以内 ※猶予期間満了後6か月以内に一部負担金を納付しなければならない。

減免等の決定は、世帯主等の預貯金総額が基準生活費の3か月分以下であり、被保険者が入院する場合に限る。

## 基準生活費具体例

世帯主（60歳）＋妻（55歳）

時期	基準生活費	
	持ち家の場合	賃貸の場合
4月～10月	94,820円	143,220円
11月～3月	97,920円	146,320円